

IFRS に関する欧州調査出張(フランス・ドイツ・EFRAG)

調査報告書概要

I. フランス・ドイツの会計基準・開示制度

- フランス・ドイツでは、EU 規制に従い、規制市場に上場する全ての企業に連結財務諸表と単体財務諸表の作成・開示が求められており、連結財務諸表には国際会計基準(IFRS)が適用され、単体財務諸表には自国会計基準(フランス会計基準・ドイツ会計基準)が適用されている。なお、非規制市場で取引される企業には IFRS の(強制)適用は行われていない。
- IFRS 導入時に欧州の域内各国には、単体財務諸表も IFRS で作成することとする選択肢が与えられたが、フランス・ドイツともに、会社法・税制の目的に照らして問題があるという結論に至っている。

II. 国際会計基準(IFRS)への対応

(IFRS の導入方法)

- 欧州は、ヘッジ会計の一部をカーブアウトした IFRS を 2005 年から適用(当該カーブアウトを使用する企業は規制市場の上場企業約 8,000 社のうち 30 社程度に限られている模様)。
- 個々の IFRS の規定は、改訂等に応じ、助言機関である EFRAG の検討・助言を経て、EU として採用又はカーブアウトの判断がなされる仕組みとなっている。

(IFRS を導入した理由)

- 規制市場上場企業全てに IFRS を適用した理由は、多くの国の投資家が欧州企業に投資するようになったことを背景に、上場企業間で異なる基準を適用することは比較可能性の低下を招き、クロスボーダー取引を妨げ、市場を断片化させるという懸念があったためである。
- 米国基準ではなく、IFRS を採用することに関しては、①EU は米国基準の作成に影響を与えることができないこと、②米国基準は米国の環境にあわせて設定されたものであること等が勧案された。

(コスト・ベネフィット)

- 市場全体でみた場合、トータルのベネフィットはコストを上回ったという意見が聞かれた。
- IFRS 導入のベネフィットとして、以下の指摘が聞かれた。
 - ・ 欧州資本市場の競争力が向上するとともに、資本コストが低下した。
 - ・ 他国の企業等との間の比較可能性の向上をもたらした。
 - ・ 外部報告と内部報告の会計を統合できるようになるとともに、海外子会社の管理

等、企業の内部管理が容易になった。

○IFRS 導入のコストとして、以下の指摘が聞かれた。

- ・ 作成者において、会計基準対応のみならず、業務の見直しを含めたシステム投資に伴うコストが発生した。
- ・ 米国基準とのコンバージェンスに伴い、基準が複雑化するとともに、注記開示が増加した。

(原則主義への対応)

○原則主義の適用に関して導入時に不安の声が強く、欧州の利害関係者を集めて具体的な問題点を討議するラウンドテーブルを欧州委員会 (EC) が開催する、監査法人や業界団体が事前にガイダンスを出す等の対応も行われたが、現時点では、原則主義に対する否定的な意見は限定的な状況である。

○フランスでは、一定の事項につき作成者の理解を促すためのガイダンスを公表している。ドイツにおいても、一定のドイツ固有の問題について解釈指針を公表している。なお、国際的な問題については、IFRS 解釈指針委員会 (旧 IFRIC : 現 IFRS IC) に情報を提供している。

○IFRS IC が今後より多くの解釈指針を発行すべきか否かについては、賛否両論あった。

○この他、原則主義に対応するための具体的な取り組みとして、欧州証券監督機構 (ESMA) によるガイダンスや執行事例データベース、フランス当局やドイツ財務報告エンフォースメント・パネル (FREP) による事前質問制度等がある。

(会社法・税法への影響)

○フランスやドイツでは、単体財務諸表は自国基準で作成されているため、IFRS の導入による会社法に対する影響は、IFRS とのコンバージェンスによるものに限定されている。

○フランス、ドイツとも会社法上の利益が課税所得の計算の基礎となる。税と会計の関係において重要な事項については、会計の変更が税に影響を及ぼさないように一定の調整が図られていること等から、IFRS 導入により大きな問題は生じていない模様である。

(規制環境、契約環境等への影響)

○フランス、ドイツともに、産業規制関係での IFRS による影響は限定的との意見が聞かれた。

○作成者からは、IFRS 導入時に財務制限条項の見直しを行ったとの指摘が聞かれた。

(経済、雇用、企業等への影響)

○IFRS 導入により、経済、雇用に大きな影響があったとの意見は特段なかった。また、IFRS 導入時の経済環境が比較的良好であったことが幸いしたという指摘もあった。

○導入時の負担は企業により異なるが、概して、銀行・保険 (公正価値会計) におい

て負担が大きかったとの意見が聞かれる一方、製造業においては、影響は比較的限定的であった模様である（IFRSにおいて固定資産の再評価モデルは選択制であるため、独仏ではほぼ全ての企業が取得原価を使用している）。

（日米の今後の対応について）

- IFRS を採用していない米国が IASB の基準設定に対して影響力を及ぼしていることに対する不満の声フランスの作成者から聞かれた。
- 日本の対応に関しては、IFRS を適用して初めて IFRS に真の影響を及ぼせる、IASB に対して意見発信をすべきという意見が聞かれた。

Ⅲ. 経済活動と会計のあり方

（IFRS とゴーイング・コンサーン経営、利益概念、公正価値会計等）

- IFRS は継続企業を前提とした会計基準であり、仮に企業の業績が悪化した場合には別途清算ベースの財務諸表が作成される、との意見が聞かれた。
- フランスの一部の利害関係者からは、強制的な段階利益の定義を望む意見や、IFRS が B/S を重視し、業績測定を軽視しているのではないかという指摘も聞かれた。
- 公正価値会計に関しては、金融資産に適用する限りにおいては妥当なものであると考えられているようであったが、その場合であっても、モデルに基づく計算、非上場株式の時価評価には懸念があるという指摘が聞かれた。
- その他、注記の質的・量的な増加、のれんの非償却、開発費の資産計上、現在検討中のリース基準、収益認識基準等について、その問題点を指摘する意見が聞かれた。

Ⅳ. 会計基準設定主体のあり方

- フランスでは、行政当局と民間会計関係者から成る ANC が、フランス基準を作成している。ドイツでは、行政当局であるドイツ司法省がドイツ基準（HGB）を策定している。
- IASB への意見発信については、各国基準設定主体が意見提出を行うとともに、EFRAG が、IASB との定期協議を実施しているほか、各国基準設定主体との事前協議を行った上で、IFRS の基準設定プロセスに早期の段階から関与し、重要事項への効果的な意見発信に努めている。